

自治会長研修資料

【市の助成制度等について】

令和8年度

市の制度及び連絡先等について

自治会と市の委託契約や、自治会活動に係る主な助成制度についてご紹介します。
各制度の詳細については、各担当窓口へお問い合わせください。

※令和8年度における制度について紹介しています。次年度以降も同様の内容となるかは未定です。また、予算の範囲内での助成となりますので、申請時期等が限定される場合がございますのでご承知おきください。

研修資料の説明動画を浜松市自治会連合会のホームページから
ご覧いただくことができます。

浜松市自治会連合会

で

検索



1 委託

(1) 行政連絡業務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 助成制度

- (1) 防犯灯設置維持管理事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 防犯カメラ設置事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 防犯カメラ貸与事業（新規）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 自治会集会所整備事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 自治会集会所省エネ設備導入事業補助金（新規）・・・・・・ 5
- (6) 自治会等DXサポート事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 地域力向上事業 市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金 ・・ 7
- (8) 敬老会等開催費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (9) 児童遊園地整備費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (10) 資源物集団回収協力金・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (11) 地域環境美化活動推進協力金・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (12) 道路・河川里親制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (13) 浜松市自主防災隊資機材等整備費補助金・・・・・・・・・・ 11
- (14) 街路樹愛護会報償金・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

3 認可地縁団体


法人格の取得について（認可地縁団体）・・・・・・・・・・・・ 13

4 その他

市の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

浜 松 市

1 委 託

<p>名 称</p>	<p>(1) 行政連絡業務委託</p>		
<p>内 容</p>	<p>市では、市からの広報紙等の配布、回覧、掲示や調査等を委託契約により各地域自治会連合会へ依頼しています。</p> <p>【単位自治会への主な依頼内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からの広報紙等の配布、回覧 配布、回覧は月2回、5日と20日にお願いします。 ※ 20日については、依頼がある場合のみ ・選択制に基づく敬老祝金の配布 ・敬老会対象者等必要な調査及び調査結果の適切な管理 ・その他（地域から選出する各種委員の推薦等） <p>【広報紙等の配布・回覧について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布・回覧は、原則として全世帯を対象としていますが、未加入世帯への配布・回覧の実施については、自治会が判断することができます。市からの情報を広く周知するため、可能であれば未加入世帯への配布・回覧をお願いします。 ・自治会の事務負担軽減を図るため、紙文書の内容と同様の情報を各自治会のホームページやLINE、連絡システムを活用して届けていただいても構いません。紙文書のデータ（PDF）は、市ホームページに掲載していますので、ご活用ください。 <p>《文書データの活用例1》 毎月5日と20日に文書のデータを掲載した市のホームページのURLをLINEで各世帯に届ける。</p> <p>《文書データの活用例2》 毎月5日と20日に文書のデータを各自治会ホームページ内の「電子回覧板」のページに掲載する。</p> <p>※ 文書データの掲載場所 (市ホームページ(ホーム) > 手続き・暮らし > 市民活動 > 市民協働 > 電子回覧板)</p> 		
<p>お問合せ先</p>	<p>中央区区振興課 西行政センター 浜名区区振興課 天竜区区振興課</p>	<p>TEL457-2210 TEL597-1112 TEL585-1143 TEL922-0013</p>	<p>東行政センター TEL424-0164 南行政センター TEL425-1382 北行政センター TEL523-1168</p>

2 助成制度





名 称	(1) 防犯灯設置維持管理事業費補助金		
概 要	自治会が防犯灯を設置し、維持管理する経費に対し助成します。		
助成内容	<p>【設置事業費補助】※LED 灯の設置に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、共架式の 10VA 以内の LED 灯の設置に限る。 1 灯 22,400 円 (上限) ・周囲に共架できる建築物等がない場合は、独立式の設置が可能 1 灯 76,000 円 (上限) <p>【維持管理事業費補助】</p> <p>電気料：全額 (10VA以内のLED防犯灯に限る)</p> <p>補修費：実績払い (上限22,400円/灯)</p>		
お問合せ先	中央区区振興課	TEL457-2210	東行政センター TEL424-0164
	西行政センター	TEL597-1112	南行政センター TEL425-1382
	浜名区区振興課	TEL585-1143	北行政センター TEL523-1168
	天竜区区振興課	TEL922-0013	

名 称	(2) 防犯カメラ設置事業費補助金		
概 要	自治会が自主的な防犯活動の一環として公共空間を撮影するために購入・設置する防犯カメラの経費に対し助成します。		
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象経費 防犯カメラの購入 (付属品等を含む) 及び設置に要する経費 防犯カメラの設置場所に設置する表示の制作等に要する経費 ○ 補助率 補助対象経費の 2 分の 1 ○ 上限額 防犯カメラ 1 台につき 10 万円 ○ 上限台数 1 自治会につき 2 台 		
お問合せ先	市民生活課 TEL457-2231		

名 称	(3) 防犯カメラ貸与事業
概 要	自治会が防犯カメラの抑止効果等の有用性を確認するために設置を希望する場合に貸与します。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業開始 令和8年10月 ○ 事業対象 犯罪の発生事実があること ※被害届の有無は問わないが警察の介入があるもの ○ 貸与台数・期間 原則1回につき1台、最大6ヶ月間 ○ 貸与物品 カメラ、ソーラーパネル、SDメモリ、南京錠、設置を明示する看板
お問合せ先	市民生活課 TEL457-2231

名 称	(4) 自治会集会所整備事業費補助金																
概 要	自治会集会所の新築・改修事業（本体工事のみ）等にかかる経費に対し助成します。																
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な変更点 補助対象経費が重複していない場合は、他の補助金等との併用が可能となりました。 ○ 補助限度額：① 新築・購入 1,000万円（上限） ② 増築・改修 350万円（上限） ③ 耐震補強（ランクⅠにするもの） 400万円（上限） ④ 津波避難ビル機能を持つ集会所の新築 3,000万円（上限） ○ 補 助 率：①、②、③は1/3以内、④は1/2以内 																
お問合せ先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">中央区区振興課</td> <td style="width: 33%;">TEL457-2210</td> <td style="width: 33%;">東行政センター</td> <td style="width: 33%;">TEL424-0164</td> </tr> <tr> <td>西行政センター</td> <td>TEL597-1112</td> <td>南行政センター</td> <td>TEL425-1382</td> </tr> <tr> <td>浜名区区振興課</td> <td>TEL585-1143</td> <td>北行政センター</td> <td>TEL523-1168</td> </tr> <tr> <td>天竜区区振興課</td> <td>TEL922-0013</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	中央区区振興課	TEL457-2210	東行政センター	TEL424-0164	西行政センター	TEL597-1112	南行政センター	TEL425-1382	浜名区区振興課	TEL585-1143	北行政センター	TEL523-1168	天竜区区振興課	TEL922-0013		
中央区区振興課	TEL457-2210	東行政センター	TEL424-0164														
西行政センター	TEL597-1112	南行政センター	TEL425-1382														
浜名区区振興課	TEL585-1143	北行政センター	TEL523-1168														
天竜区区振興課	TEL922-0013																

名 称	(5) 自治会集会所省エネ設備導入事業補助金(新規)											
概 要	自治会集会所におけるLED照明器具や高効率な空調設備の導入にかかる経費を助成します。											
助成内容	<p>○ 補助対象・補助率・補助上限額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>補助率</th> <th>補助上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LED照明器具</td> <td>1/2</td> <td>1集会所あたり100万円</td> </tr> <tr> <td>空調設備 (エアコン)</td> <td>1/2</td> <td>1台あたり 40万円 ※上限台数なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助の対象となる製品には、要件があります。</p> <p>○ 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月8日(金)まで事前希望調査を行っています。 事前希望調査締切後に実施希望が生じた場合は、ご相談ください。 ・国の重点支援交付金を活用した臨時の事業です。LED照明工事や空調設備工事を検討している自治会は、今回の補助金を積極的にご利用ください。 			補助対象	補助率	補助上限金額	LED照明器具	1/2	1集会所あたり100万円	空調設備 (エアコン)	1/2	1台あたり 40万円 ※上限台数なし
補助対象	補助率	補助上限金額										
LED照明器具	1/2	1集会所あたり100万円										
空調設備 (エアコン)	1/2	1台あたり 40万円 ※上限台数なし										
お問合せ先	中央区区振興課	TEL457-2210	東行政センター TEL424-0164									
	西行政センター	TEL597-1112	南行政センター TEL425-1382									
	浜名区区振興課	TEL585-1143	北行政センター TEL523-1168									
	天竜区区振興課	TEL922-0013										

名 称	(6) 自治会等DXサポート事業
概 要	自治会等地域活動団体の円滑な運営や役員の負担軽減のため、ICT化の促進、支援をします。
内 容	<p>○ 体験研修 希望する自治会等に対し、地域活動におけるホームページ、LINEの活用方法等を学ぶ研修を開催 ※ 研修内容、日時等は、市自治会連合会理事会を通じて、お知らせします。</p> <p>【参考】これまで開催した研修 ・ホームページ導入に関する基礎知識講座 ・LINE活用講座 ・LINEWORKS活用講座 など</p> <p>○ 実装支援 専門家の派遣によりホームページ等の情報伝達ツールの構築や継続的な運用体制づくりに向けた支援を実施 ※ 支援のご希望があれば、市民協働・地域政策課までお問い合わせください。</p> <p>【参考】実装支援により作成した自治会ホームページがご覧いただけます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>三方原町百園自治会</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>薬師町自治会</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>積志町橋爪西自治会</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>初生町南自治会</p>  </div> </div>
お問合せ先	市民協働・地域政策課 TEL457-2094

名 称	(7) 地域力向上事業 市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金		
概 要	地域課題の解決や地域の魅力を活用した公益性のある事業に対して助成します。		
助成内容	<p>○ 公益性のある事業（事業期間が単年度のもの）</p> <p>(1) 地域コミュニティづくりに関する事業</p> <p>(2) 安全安心な地域づくりに関する事業</p> <p>(3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業</p> <p>(4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業</p> <p>(5) 健康・福祉の向上に関する事業</p> <p>(6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業</p> <p>○ 補助限度額：200万円（上限）</p> <p>○ 補 助 率：1/2以内 ただし、前年度以前に交付実施した事業が再度採択された場合は補助率が逡減。</p>		
対象団体	3人以上で構成され、市内に住所がある、または市内で活動する団体		
お問合せ先	中央区区振興課	TEL457-2210	東行政センター TEL424-0115
	西行政センター	TEL597-1112	南行政センター TEL425-1120
	浜名区区振興課	TEL585-1143	北行政センター TEL523-1168
	天竜区区振興課	TEL922-0013	

名 称	(8) 敬老会等開催費補助金
概 要	敬老の日を中心に、敬老会等を開催する自治会等に対して、開催費の助成をします。
助成内容	対象者1人あたり2,000円を上限（※祝品の贈呈のみの場合は1,500円） 対象者は次の「ア」、「イ」の両方の要件を満たす人 ア 77歳以上の人（昭和25年4月1日以前に生まれた方） イ 4月1日から基準日の8月1日まで継続して浜松市の住民である人
対象団体	自治会、地区自治会連合会等
お問合せ先	高齢者福祉課 457-2789 各福祉事業所担当窓口 ○中央福祉事業所 長寿支援課 中央区役所内 Tel.457-2062 東行政センター内 Tel.424-0186 西行政センター内 Tel.597-1164 南行政センター内 Tel.425-1542 ○浜名福祉事業所 長寿保険課 浜名区役所内 Tel.585-1123 北行政センター内 Tel.523-1144 ○天竜福祉事業所 長寿保険課 天竜区役所内 Tel.922-0130

名 称	(9) 児童遊園地整備費補助金
概 要	自治会又はその下部組織が設置する児童遊園地について、遊具等の増設又は老朽化や破損に伴う修繕にかかる経費を助成します。
助成内容	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較し、低い額の1/2以内の額。 (1,000円未満切り捨て) ○ 補助基準額：【増設】100万円 【修繕】60万円 ○ 補助限度額：【増設】50万円 【修繕】30万円
お問合せ先	中央こども家庭センター Tel.457-2035 東こども家庭センター Tel.424-0175 (中央福祉事業所 児童家庭課) (中央福祉事業所(東) 児童家庭課) 西こども家庭センター Tel.597-1157 南こども家庭センター Tel.425-1463 (中央福祉事業所(西) 児童家庭課) (中央福祉事業所(南) 児童家庭課) 浜名こども家庭センター Tel.585-1121 北こども家庭センター Tel.523-2893(～6/12) (浜名福祉事業所 社会福祉課) (天竜福祉事業所(北) 社会福祉課) 天竜こども家庭センター Tel.922-0023 (天竜福祉事業所 社会福祉課)

名 称	(10) 資源物集団回収協力金
概 要	資源物の集団回収を行っている団体へ、回収量に応じて協力金を交付します。
助成内容	<p>○ 対象品目</p> <p>(1) 紙類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、その他紙類（紙パック等））</p> <p>(2) 古着類（古着、古布等）</p> <p>(3) アルミ缶</p> <p>(4) リターナブルびん（一升びん、ビールびん）</p> <p>○ 協力金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞、段ボール、その他紙類：5円／kg ・雑誌・雑がみ：7円／kg ・古着類：7円／kg ・アルミ缶：3円／kg ・リターナブルびん：5円／本 <p>※ただし、紙類については、前年度回収量を上回った団体には、増加分に対し2円／kgを加算金として交付。</p>
対象団体	資源物集団回収を行っている団体（PTA、子ども会、自治会等）
お問合せ先	一般廃棄物対策課 TEL453-6192

名 称	(11) 地域環境美化活動推進協力金
概 要	ごみ集積所の管理や清掃活動、ごみの散乱・不法投棄の防止など、地域の環境美化活動にご協力いただいている市内全自治会へ、世帯数に応じて協力金を交付します。
助成内容	<p>○ 協力金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・101世帯以上の自治会は、世帯数×80円 ・100世帯以下の自治会は、世帯数×50円+3,000円
対象団体	自治会
お問合せ先	一般廃棄物対策課 TEL453-6192

名 称	(12) 道路・河川里親制度
概 要	浜松市が管理する道路・河川の里親となって、ボランティアで定期的な清掃活動、景観保全活動等を実施する団体の活動を支援します。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害保険に加入します。(保険料は市が負担) ・ ご要望に応じて、ほうき・ごみ袋などの活動に必要な消耗品を提供・貸与します。
対象団体	年間3回以上の活動が可能な法人または5人以上で構成される市民活動団体
お問合せ先	<p>中央区 【中地域・南地域・西地域】 中央土木整備事務所 総務グループ TEL457-1012</p> <p>【東地域】 中央土木整備事務所 東土木管理グループ TEL424-0165</p> <p>浜名区 【北地域】 浜名土木整備事務所 管理指導グループ TEL523-2897</p> <p>【浜北地域】 浜名土木整備事務所 浜北管理指導グループ TEL585-1152</p> <p>天竜区 天竜土木整備事務所 管理指導グループ TEL922-0025</p>

名 称	(13) 浜松市自主防災隊資機材等整備費補助金		
概 要	自主防災隊が行う防災資機材の購入や、資機材を格納する倉庫を整備するために必要な経費の一部を助成します。		
助成内容	<p>【活動事業費】 防災資機材の購入や整備、防災活動上必要な事業の経費への助成。 「事業経費の2/3」と、「5万円+算出世帯数単位×70円」を比較し、低い方の額。(千円未満は切り捨て) 自主防災隊の統合に伴う活動事業費の補助金限度額は、統合した年を含まず3年間適用することができる。</p> <p>【倉庫整備費】 防災倉庫の新設・更新・移設・大規模修繕(※)への助成。 「事業経費の1/2」と、「20万円」を比較し、低い方の額。 (千円未満は切り捨て) ※大規模修繕とは、活動事業費の補助金額を超える経費を要する修繕を対象とする。</p> <p>【整備事業費】 宅地造成事業、区画整理事業に伴う急激な人口増加により結成された自主防災隊を対象に、設立初期段階の育成のための防災資機材購入、防災倉庫建設経費に対して助成。 「事業経費」と、「50万円+算出世帯数単位×5千円」を比較し、低い方の額の1/2(上限)。ただし、活動事業費、倉庫整備費と同時に受けられない。(千円未満は切り捨て)</p>		
対象団体	自主防災隊		
お問合せ先	危機管理課	TEL457-2537	
	中央区区振興課	TEL457-2210	東行政センター TEL424-0115
	西行政センター	TEL597-1112	南行政センター TEL425-1120
	舞阪支所	TEL592-2111	
	浜名区区振興課	TEL585-1143	北行政センター TEL523-1168
	引佐支所	TEL542-1112	三ヶ日支所 TEL524-1111
	天竜区区振興課	TEL922-0016	
	春野支所	TEL983-0001	佐久間支所 TEL966-0001
	水窪支所	TEL982-0001	龍山支所 TEL966-2111

名 称	(14) 街路樹愛護会報償金
概 要	市が管理する街路樹及び植樹帯等の清掃及び除草、散水、危険箇所及び樹木損傷等の発見と報告の愛護活動を行う市民活動団体に対し、報償金を交付します。
助成内容	街路樹等の延長1メートルにつき100円/年の報償金を交付します。
対象団体	100メートル以上の区域を年3回以上活動可能な5人以上で構成される市民活動団体
お問合せ先	<p>中央区 【中地域・南地域・西地域】 中央土木整備事務所 総務グループ TEL457-1012</p> <p>【東地域】 中央土木整備事務所 東土木管理グループ TEL424-0165</p> <p>浜名区 【北地域】 浜名土木整備事務所 管理指導グループ TEL523-2897</p> <p>【浜北地域】 浜名土木整備事務所 浜北管理指導グループ TEL585-1152</p> <p>天竜区 天竜土木整備事務所 管理指導グループ TEL922-0025</p>

3 認可地縁団体

法人格の取得について（認可地縁団体）

自治会は、従来「権利能力なき社団」に該当するものと位置付けられ、自治会の名義で不動産登記をすることができませんでした。自治会が保有する不動産については、複数の役員や個人の名義等で登記されており、役員が交替したり、名義人が死亡したりした際にトラブルを生む原因になっていました。

平成3年、地方自治法の改正により、自治会は一定の要件を満たす場合に市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人になることができるようになりました。

（1）認可（法人格取得）の要件

- 1 地域的な共同活動を行っていること
- 2 その区域が誰がみても明らかであること
- 3 区域内の住民すべてが構成員となることが出来、既に相当数の住民が構成員になっていること
- 4 規約を定めていること

（2）法人格取得の流れ

- 1 自治会の総会での意思決定
- 2 市へ認可の申請
- 3 市が審査、認可、告示
- 4 市から自治会へ手続き完了の通知

※認可地縁団体になることを検討している場合は、事前に各区役所または行政センター等の担当窓口に御相談ください。

（3）その他

○証明書の交付

法人格取得後、自治会がある区役所または行政センター等の担当窓口で告示事項の証明書の交付が受けられるようになります。（1通350円）

○認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の代表者の印鑑を登録することができます。

登録後、自治会がある区役所または行政センター等の担当窓口で認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付が受けられるようになります。（1通350円）

○代表者を変更した場合

自治会長を変更した場合は、「告示事項変更届出書」、「承諾書」等の書類を自治会がある区役所または行政センター等の担当窓口へ提出してください。

○規約を変更した場合

自治会規約の変更には、市長（区長）の認可が必要となります。

「規約変更認可申請書」に、規約の変更について総会で議決したことを証する議事録等の写しを添付して、自治会がある区役所または行政センター等の担当窓口へ提出してください。

○認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が所有する不動産について、登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど、所有権の移転の登記などについて不動産登記法に則った手続きをとることが難しい場合があります。

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度により、認可地縁団体が所有する不動産のうち、一定の要件を満たした不動産については、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体が単独で不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請を行うことができます。

登記義務者が判明せず、所有権の移転の登記が困難な場合は、自治会がある区役所または行政センター等の担当窓口へご相談ください。

【担当窓口】

中央区区振興課	TEL457-2210	東行政センター	TEL424-0164
西行政センター	TEL597-1112	南行政センター	TEL425-1382
浜名区区振興課	TEL585-1143	北行政センター	TEL523-1168
天竜区区振興課	TEL922-0013	春野支所	TEL983-0001
佐久間支所	TEL966-0001	水窪支所	TEL982-0001
龍山支所	TEL966-2111		

4 その他

市の連絡先

用 件		連 絡 先
ごみ集積所に関する問い合わせ		
中央区	中地域（三方原地区を除く）・東地域	一般廃棄物対策課 北部収集窓口センター TEL431-5385
	西地域・三方原地区	平和清掃事業所 TEL487-1131
	南地域	南部清掃センター TEL441-3800
浜名区	北地域	平和清掃事業所 TEL487-1131
	浜北地域	浜北清掃センター TEL586-8686
天竜区（天竜・春野・龍山地区）		天竜清掃事業所 TEL488-7373
天竜区（水窪・佐久間地区）		水窪・佐久間クリーンセンター TEL987-1957
ごみ・資源物の出し方、ごみ集積所からの持ち去り、出前講座（出し方）等に関する事		一般廃棄物対策課 収集業務グループ TEL453-0011
資源物集団回収協力金、環境美化推進員、指定ごみ袋、出前講座（ごみ減量）等に関する事		一般廃棄物対策課 資源循環推進グループ TEL453-6192
計画の作成、事業系ごみ等に関する事		一般廃棄物対策課 計画許可グループ TEL453-6229
市が管理する道路の修繕	中央区 （三方原地区・萩丘地区を除く中地域・南地域）	中央土木整備事務所 道路修繕グループ TEL457-1018
道路照明灯の設置・修繕	中央区 （三方原地区・萩丘地区）	中央土木整備事務所 三方原土木グループ TEL436-2551
カーブミラーの設置・修繕	中央区 （東地域）	中央土木整備事務所 東土木工事グループ TEL424-0398
側溝の蓋掛け	中央区 （西地域）	中央土木整備事務所 西土木工事グループ TEL597-1129
※緊急を要するもの以外は、 要望書が必要となります。 詳しくは、各区の窓口へお問 合せいただくか、浜松市公式 ホームページをご覧ください。	浜名区 （浜北地域・三ヶ日地区を除く浜名区全域）	浜名土木整備事務所 維持修繕グループ TEL523-2902
	浜名区 （浜北地域）	浜名土木整備事務所 浜北維持修繕グループ TEL585-1153
	浜名区 （三ヶ日地区）	浜名土木整備事務所 三ヶ日土木グループ TEL523-8888
	天竜区 天竜・龍山地区	天竜土木整備事務所 天竜龍山土木グループ TEL922-0026
	春野地区	春野土木グループ TEL983-0003
佐久間地区	佐久間土木グループ TEL966-0003	
水窪地区	水窪土木グループ TEL982-0007	

用 件	連 絡 先
騒音、悪臭等公害に関すること	環境保全課 Tel.453-6170
防災ホットメール、浜松市公式LINE（緊急情報、地域情報、気象情報など）	浜松市公式ホームページから登録できます。
外国人との共生に関する相談	多文化共生センター Tel.458-2170

担当課がわからない場合：市民コールセンター Tel.457-2111